

男女
普通小學諸禮法

小林義則編輯

下

176
7
318

會 函 架 號	館書書會百務本日大				其 一 一
	二 冊	六 〇 號	二 架	二 〇 函	

K

小林義則編輯

男女普通小學諸禮法 全二冊

文學社刊行

男女普通小學諸禮法卷之下

小林義則編輯
沼田順匡校訂

膳小對をる事

總て膳小居るの法は、其膳を据る人若し、我より一輩の者なれば、其膳を置くさる先き小、此方より兩手を出し、受取りて、之を下よ置き、兩手をまて、拜禮をべし、決して、其膳を戴くべからば、かま輩の人なれば、其膳を据へる時、兩手をつま、挨拶とべし、常の通ひの者なれば、亦挨拶よ

東台
書館
印

男女普通小學諸禮法

も、及むざるなり、

食方の事

諸膳部を食する始めは、先づ右の手にて、飯碗の蓋を取り、之を左の手へ移して膳の左の方に置き、又汁碗の蓋を取る事、前の如くして、箸を取らば、貴人の前にてハ箸を短く持つべし其端を汁にて濡し、其手にて飯碗を取上げ、左の手へ移し、二箸程喫して下よおろし、亦汁碗を前の如く小取りて吸ひ、右の手小戻して下に置くべし、右の如くは飯を喫し、汁を吸ひ、實を喫して、其後、膳部の菜さまの物等を喫ふべし、幾回よても、斯の如く、飯汁菜と順廻し小喫ふべし、雖共、初めより三回の後ハ、右手よて取り、左へ移さば、只左よて取り、左へ置とも宜しとす、又喫飯中、盃の回り來りし時は、箸を飯碗と汁碗との間へ筋違よして、膳の縁にかけ、て置き、又食事終りし時なれど、初の如く、横よ置くべし、此他對膳の諸作法、尚多し、仍て、其要目を左よ列記す、

膳の向ふよある物を取り上げずして喫ふべからば、

膳の右脇よほる物ハ、右手よて取り上げ、左に移して喫ひ、又右に移して、本の所に置くべし、又左よほる物は、左の手よてとるべく、而して喫ひよき物よ先づ箸を附るべし、丸切りふぞの物ハ、直く小喫ふべからば、膳中の物孰れを喫んとして、箸を處々へ揺かし、或は喫んとして、箸をつは、喫はずして、其箸を引くべからば、又一肴を喫ひ、其箸よて、直よ、他の肴を喫ふべからず、箸よ付する飯粒を、汁箸よて、落さべからず、又之

を口よて取るべからば、先きよ喫ひし物の、未だ喫ひ終らざるよ、又他の物を喫ふべからば、箸よて、腕中の飯を、押かゝめて、喫ひ、或ハ口中へ、物を押込むべからば、煮物及び汁の實等の下よある物を、搜り起して、喫ふべからば、何等の挨拶もなく、只俯して、喫ふべからず、焼物の串よ貫し、さるは、其串を持ちて、喫ふべし、又、頭尾ある焼魚ハ、只其上肉斗りを喫ふべし、

通ひの者、若し菜汁香の物等を闕て膳を出したる
ときは、乞ひ求るべし、又醬油等をも求むべか
らず

汁の換へ様の事

汁ハ本汁をかへる跡よて、二の汁を喫ふべし、
二の汁あき時、本汁を替つて未だ來らざる間ハ、
飯を喫ハざるを宜しと云、然れ共、箸を構つて、吃
と、之を待つ體を爲も、醜き故、煮物ハ、汁の如きあ
らば、之よて、徐りよ喫ふも宜しとす、又汁のか
へ來りよ通ひの者より取りて、膳よも置かば、

直ぐよ吸ふを受け、吸ひと云ひて、甚醜きものな
れば、是亦戒むべき事なり、

麵類喫様の事

麵類を喫ふ時は、先づ其汁を下よ置き、一、二
箸程、麵類を椀よりすくひて、之ふ入と、然る後、其
猪口を取りて、喫ふべし、又其後は、猪口を手よ持
ち下ら、麵類を入とて、喫ふべし、と雖共、更に汁を
灌とる時は、亦初の如くをべし

相伴よ出さる席の心得の事

相伴よ出づる時は、必き貴きん賓ひんより先きよ、其座に

到りて、之を待つべし、苟ふも、賓客を待たざる事あるべからば、又如何なる厚き饗應（饗應）なり、共饗主へ對して、辭退（辭退）とべからば、是と元我が爲めと設と雖共、更は言葉のふきも、亦宜しからざれば、入念の程を謝して、然るべし。

相伴は出でざる時、諸事當日の貴賓は並むべし、一二段の下禮を受け、貴賓を敬ひ尊みて、之を樂ましむる様角々迄、其注意を怠るべからば、又膳を下げる時なども、貴賓と同様は、一膳づつ、通ひの者も取らすは、貴賓は對して失敬なり、故に我

が用ゐる器皿は、残らば二の膳と本膳に載せ、之を左右の両手は持ち乍ら、其本膳の上は二の膳を重ぬる心得よて、立つべきなり、若し二の膳ふき時も、亦此心得よて、自から持ちて、立ち行くべし、
饗延（饗延）は於て、其貴賓へ用事ある人或は書狀の來りか、又ハ、貴賓の書狀を筆せんとき、速かき其座を立ちて、話の聞へば、又字の見得ざる所に、暫く避け居るべし、

尊長者の年齢を問ふべからば、又其前は於て、犬

猫等をも呵るべからざるなり

此他萬事は心を附けて、掛け物及び置き物の斜みするをは、之を直し、莖あらは拾ひ、風強くむ障子襖を閉て、暑き時ハ團扇を出し、寒き時ハ火鉢の火を多くする等、總て越度をなきを要とべし、

給事法

容體及進退の事

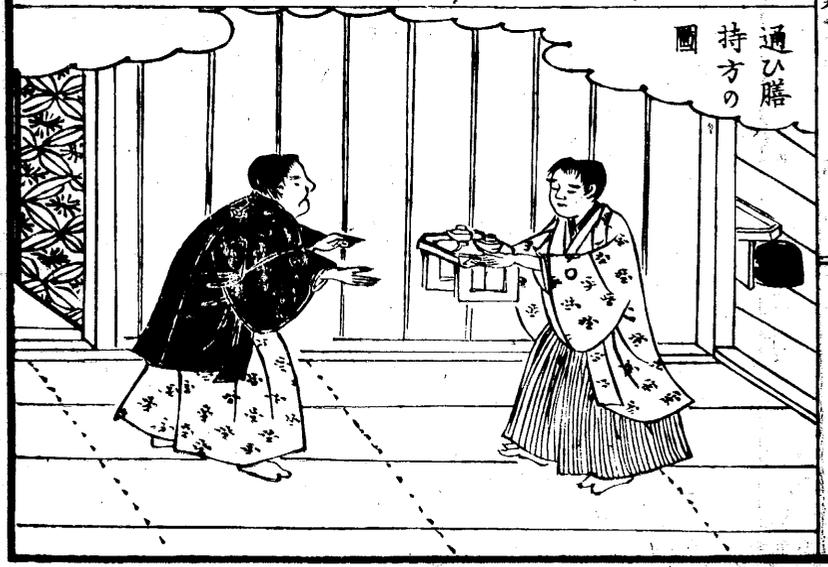
總て饗筵の通ひを務むる者ハ腰を据へ、腹を張り、膝頭の屈まざる様は身を構へ、肱を張るべし、と雖共、太張り過ぎたるも宜しからば、故は腋の

下に雞卵一つを挟みて、敢て碎けば、又敢て落ちざる程よとるを、適度とし、其足ハ踵を疊し、附けて、緩急適度歩むべし、

又、多客を饗する時、先づ通ひの者の役割を定め、左右向ふと、分掌して勤むべし、然る時、彼此行違ひ、取違て、不興を醸す恐れなし、此を通ひの三手作りと謂ふ、又通ひの者、互ひは行き違ふ時、空手の者、傍によりて、物を持ち、よほ人を通をべし、狭き座敷杯は、於てハ、殊は、此心得なかるべからば、

通ひ膳持方の事

通ひの者膳の持やうは、其中程より少く前の方へ、拇指を膳の内ふく、他の四指は下へ廻して、確と持ち固め、右の手を右の縁へ軽く添ふるべし、但し其高さは我乳の通りより上より少く前に出



て持ち膳の下より向ふ三尺程見ゆるべく、膳の上へハ我息のかゝらぬ様よまべし、尤も中輩以下の人よは是より少く下げて持つを宜しといふ

膳置様の事

膳の置き様は先づ左の膝を跪き又右の膝をつき乍ら其膳を下よ置き据へ、纔かよ跡へ引き又少く押込て立つべし、雖共客の膝へ觸りたると、餘り遠ざかりとるとハ、共宜しからざるなり、相等しき貴客兩人在る時、通ひの者二人よて、一時は膳を据るべし、但し膳縁のつぎ合せめ

をば總て客の向ふ、即ち我前にして据るべし。

飯をつぎ様の事

飯のつぎ様の夏ハ先づ飯器の蓋を取り、足打の傍に置き、持ち出すべし。と雖共冬ハ持ち出して後、小蓋を取るべし。然して、左の手を仰向て出さす時、客飯碗を出さば、左の手よて、其いゝそこを確と取り、右の手よ、杓子を取りて、飯器中の飯を、中央より左右へ分け、其真中を、二とくひよつぎて、其儘進まべし。而して、其他の物ハ總て、盆よて、かゆるべし。又飯を盆よて換ゆるも、時宜

よよるべし。

汁の換へ様の事

汁をかゆるよ、客若し、其碗に蓋を爲さば、して、出さば、厨より、外の蓋を爲して、持ち出し、右の手よて、其蓋を盆の傍に取り、兩手よて、之を差出まべし。

湯の灌方の事

湯灌ぎよて、湯を持ち出す時ハ、左手の拇指をつるの内に入れ、他の四指は、底へ廻して、湯灌ぎの蓋を、仰向あふし、底に敷きて、指よて、持ち添へ、右の

手は、把手を持つべし、底は蓋を布、事は小口の湯
が滴るを受る爲めなり、

酌人心得

坐作進退及銚子を持方等の事

酌人とふりて、饗筵へ盃を持ち出し、さる時、其
一座中の貴人の方に寄せて、据へ置き、一座中同
輩なれど、其真中へ置き、又銚子を持出して、盃の
側へ跪き、左の手は盃臺を持ち、右の手は銚子を
持ち、三步ばかり後へちざりて、又跪くべし、斯く
て、賓客互ひに挨拶ありて、盃を始むべき人定ら

ば、酒器及び盃を持ちて、其人の側へ進むべし、抑
酌の取り様ハ、其左の膝をつき、右の膝を少した
て、酒をつぐ時、右の膝と共よつぐべきなり、又
銚子の取り様ハ、其折りの處へ、兩手をつめて、取
るを宜しとん、尤も、大ひなる銚子なれば、右の手
をつまかくし、所の所へつめ、左の手よて、折目の上
を持つべし、

間鍋徳利持方の事

又間鍋よて、酌を取る時ハ、右の手を、つるの上よ
りかけ、小指と無名指と、中指とよて、確と持ち、拇



間鍋持方の図

指を人差指と相對して、
 緩く持ち、又左手の拇指
 を蓋の上より軽くつけ、
 残る四指をバ縁に掛けて
 持つべし、
 又徳利ハ其中央より少
 し下の所を程よく取る
 を宜しといふ、

鉈子間鍋徳利
 取扱方の事

總て、鉈子及び提共ハ平常ハ解き酌するべし、其
 結ひ酌ハ婚禮の時に限るなり、
 斯くて酌人ハ盃を持ちたる人ハ、競ひ掛るは固
 より宜しからざれ共亦及び越しよ延び上りて
 も、醜けと云、適度を見斗ふべし、又盃より上を高
 くして、灌ぎ溢るゝ様の事有るべからば、且つ、醉
 よいとみり人ハ強てつぐは不禮なり、貴人よつ
 ぐ時は酌人も其身を志つむる心よて、鉈子の先
 きを上げてはぐべし、又座客獻酬の時進しる
 人よ受る者の間よ、酌人の居るを盃の元を隔

つと云ひて、酌人第一の不禮といひ、故よ、其右或ハ
左へ添ふて居るべし、

酒器及盃扱方の事

酒器提の類と、盃とを、一時は持つ時、上輩の盃を
れバ、酒器より上げて持ち、中輩なまバ、相等しく
持ち、下輩なれバ、下げて持つべし、貴人より下輩
に盃を賜りたる時ハ、酌人之を取次て、其許へ渡
すべし、之を受けたる人、盃を持ち、下座に立ちて
飲み、貴人に返盃する時、酌人又之を取り次て、貴
人に出るべし、總て、小さき盃臺ハ、左の片手よて

取り扱ふべしと雖共、大ひなる臺なれバ、銚子を
下よ置き、兩手よて扱ふべし、

婚姻

媒妁の事

媒妁仲人ハ、嫁娶雙方の、依て以て永久の縁を定
むる所なれバ、最も大切の役と謂ふべきなり、然
れバ、媒介たる者、其間よ、百事偽り飾りなく、其性
質ハ勿論、或ハ僻及び其持病等迄も、善し惡し共
よ、遺なく懇切よ談示して、雙方的實の取結びを、
爲と様ふすべし、是子孫長久の橋渡しとて、雙方

の歡び大ひなるべしと雖共、若し一時の結約を要して、彼此繕ひ飾りを爲す時、三々九度の盃事まで堅く結ひし契約も、次第に解け弛みて到底長久を保ち難く、雙方の不都合小ならざるをり、斯る時、其媒介不信の咎實は逃るゝ事を得べからば、故に平生其心得なかるべからば、

見合の事

男女夫婦の縁を結ぶ事、家名相續の爲めより、終始相添ひ、偕は老ふべきものなれば、其得失を實は一家盛衰の基底、人間の一大重事なり

然れば、互ひし其人となりを、相知らむ事を要すべし、故に其見合は強ち美目容姿のみを見合せば、夫々分限相應の所作を見合ふべし、一旦の愛情、利慾の爲め、迷はされて後悔なきを、專要とす、

結納の事

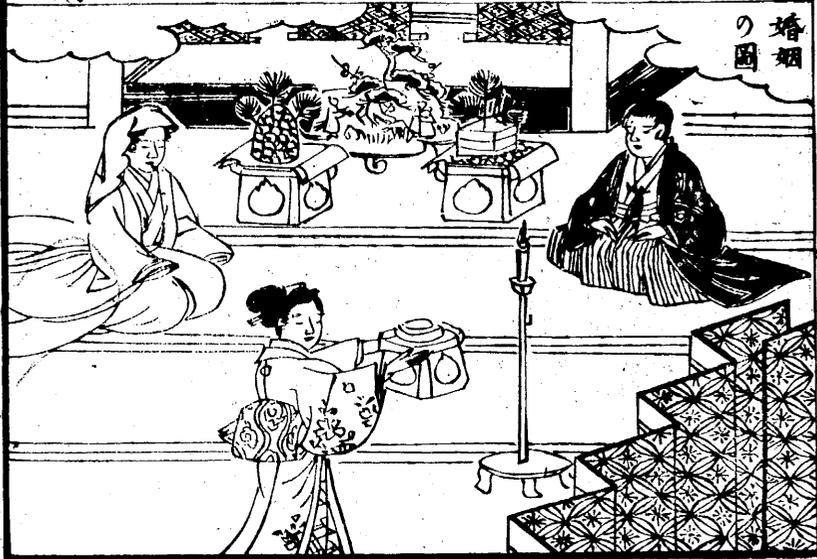
雙方相互ひし、媒を以て、婚姻の事定りしれば、聲の方より、日を選びて、結納物を贈るべし、既し此禮を爲しし時、共し再び變ずる事なき、夫婦の契約定りしるなり、其品は五荷、五種、或は三荷

三種等なり、而して、其五荷五種とハ、樽五荷と、肴五種と、肴は、昆布、熨斗、志ら、塩、鯛、鱈、節等あり、又、小袖一重を端物にて、二枚の杉原紙に包み、中を水引にて結び、之小帯一筋を添へて、臺に積むなり、然れ共、是ハ、世間普通の禮にて、尚念入りたるは、七荷七種よ、又右の小袖地の外、各種の織物を添へて、贈るべし、或ハ、右を略して、一荷一種よし、且つ小袖もなく、帯を其代として、通貨にて、濟すもあるものなり、

智入の事

智入の時を、舅姑及び小あうりと等迄も、相應よ祝儀の贈物あるべし、扱壽酬の次第ハ、まづ手掛すめ、かまほこ、焼鳥の類を三方に盛り、飾りたるものなり、を三方を引出し、引渡し、昆布、熨斗を、三方に盛り、を出し、三ツ盃を出し、舅三獻飲り、みるものなり、智二獻飲む時、引出物、其臆部外の菓子、友物等を出し、あるべし、扱一獻加へて、舅へ返すも、斯く云ふべし、あるべし、扱一獻加へて、舅へ返せば、舅又三獻飲みて納む、此時雜煮を出さべし、扱亦姑三獻飲みて、智よ差せば、智三獻飲みて、姑へ返すを、姑又三獻飲みて納むる時、吸物を出さべし、然して、婿三獻飲みて、舅へ差し、舅三獻飲

みて納む、是も酌ハ、大概右に同じ、諸吸物を出たし、一つ土器よて、皆々獻酬し、舅の差圖ありて飯を出さば、此以後は、各家の分限より従ふなり、又嫁入の吉日は、智の方より定むべし、然して其出立の時内よての祝儀は、常の如くなすべし、又



庭火を焼く事は、昔よりある式なり、而して、智入ハ、或を嫁入より前より、或を後よりすれ共、是等ハ、雙方の都合を以て、時宜より従ふべし、

嫁入の事

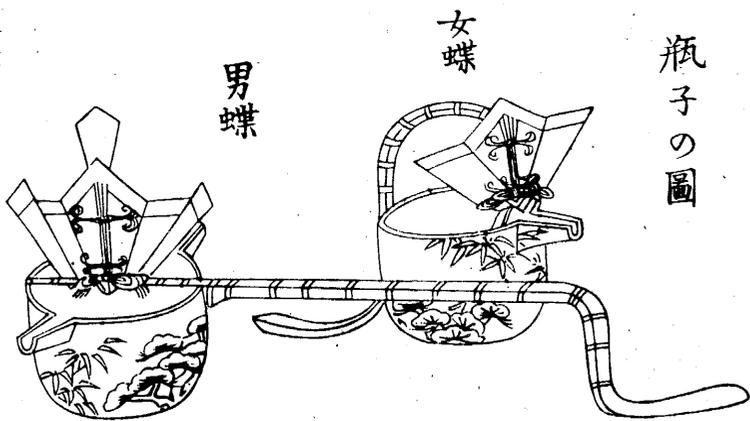
嫁入の時、其夫の土産物ハ、先づ、小袖禮服帶扇たとう紙等を取揃へ、五種、或ハ七種を、通常の法と、以、又舅姑及び其他へ、夫々の贈物あるべし、雖共之、其各家の身分と、智入りの時の贈物等と、參酌して、取り斗らふべし、

當夜盃の事

婚姻當夜の盃を嫁より取り舉げて、智よ進むべし。是昔よりよりの禮なりといひ、其後部屋ふ入りて、盃事あり、是を部屋の盃といふ。此時を男より飲初めて、女へ進むるなり。諸酌人二名出で、智を前よなして居り、長柄を其儘引渡すの方へ進みて、長柄を持ちながら引渡の臺を取上げて、智の方へ向ひ、立廻りて、嫁の前よ据へ置くなり。然る時、其介添是まは女媒者、盃をとり、酒を受けて、之を嫁よ渡せば、嫁之を飲みて、一獻加へ、又飲むべし。此時酌人は、我左の方へ立て、下座へ行き、長柄を

下よ置き、又酒を加へ、嫁のかさへ到りて、三度目をつぐなり。嫁ハ三度目を加へて飲み、盃を臺よ置くべし。斯くて酌人も、此盃を取りて、智の方へ持ちゆけど、智其盃を取りて、酒を受け、飲む事と、酌加への事とハ、右よ準むべし。吸物を出せ、等、總て、智入よ準むべし。智二枚目の盃よて、右の如く、三度加へて飲み、嫁よさすべし。嫁も亦前の如く、飲みて、其盃を下の下へ重ね、嫁第三枚目の盃よて、前の如く飲み、智へ進すべし。智も前の如く飲みて、納むるなり。何れも、三度づ、加へ飲みて、三々九度となるなり。

瓶子の圖



同酌の事

酌人を兩人よて外に又
 兩人瓶子の役あり、始よ
 り瓶子は座敷よ飾りあ
 るなり、女蝶の瓶子を取
 りて、蝶を仰けて置き、酒
 を提へ移す、又一人ハ男
 蝶の瓶子をとり、蝶を俯
 けて、女蝶の上よ重ね置

き酒を長柄よ移すなり、斯くて瓶子ハ舊の如く、
 蝶を挿し、元ありし坐よ直し置なり、尚略式の時
 ハ、銚子提を用わず、錫一對よ、女蝶男蝶を附るお
 り、
 嫁の酌ハ二歩あゆみて加ふべし、加への役ハ六
 歩進みて行くべし、此時加への右さるべし、又銚
 子の口と提の口と合様よ心掛くべし、之何とも、
 結び酌なり、

智の酌ハ一步半あゆみて加へ、酌人は七歩半行
 きて右の膝を立て、加ふべし、智入りの酌ハ兩

親ある少年の役なり、
嫁と舅姑こきやうとの獻々、其他、親戚、夫々の獻々の式は、
大抵、右を參酌さんしやくをべし、

色直いろなまの事

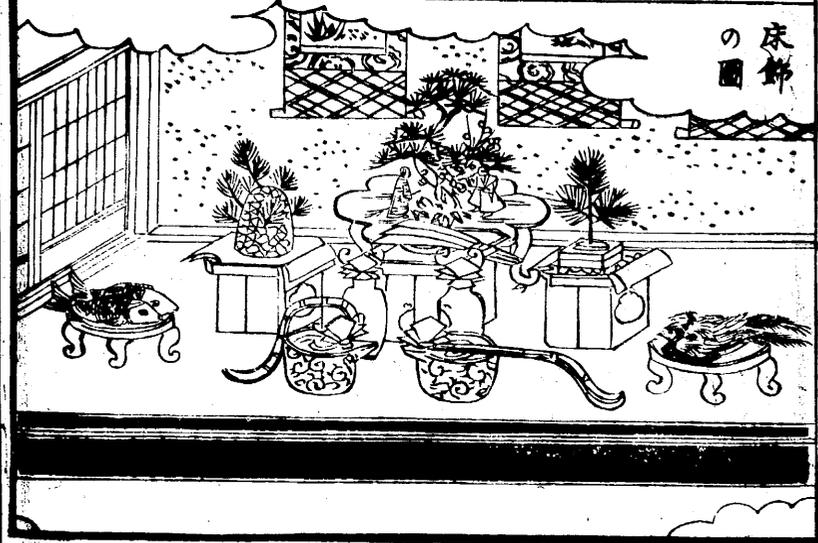
女の小袖、初めハ本式無垢の物にて、夫より略式
の模様物杯を、追々よ着替るなり、之を色直いろなまと
謂ふ然して、色直いろなまの小袖ハ、舅姑の方より出づ
はものなり、又嫁の方よりも、小袖帶扇などを出
づすを、贅ハ其小袖を着て出づるなり、此外、舅姑
親類及び家來出入の者等よりも、皆夫々の進物

あるべし、且つ三日かべり、五日かべり等の祝儀
は、と共、各家の身代相應にするものなり、

衣い桁けらハ小袖を飾る時、女の着物ハ、上うへまへを上うへよ
なる様ふして、色ある物を上へ飾り、男の小袖ハ、
下したまへを上うへに成る様よし、袖疊みふして、中程よ、
上より打掛け、五つならべて、はしに帶二筋掛る
なり、又其袖疊みを中より二つよ折りて、上よ三
つ、下よ二つ飾るも、けり、孰れも四季ふ應じて、其
時節の色の小袖を始め、掛るを宜しとす、

御厨子おんくし用用箆へら筒つつの黒棚くろなだ上うへは、床とこの次の方ふ飾るべ

く、貝桶は床よ飾るべし、
書物は書棚或は床よ飾
るべく、手巾掛ハ、衣桁よ
り上座たるべく、又寢間
及び化粧の間ハ、女房の
持せざる夜具と化粧道
具を飾るべく、然して屏
風などは其夜直きよ立
つべからば翌日見合せ
て、其能き所よ立つるべ



し飾り付けの大意、右の如しと雖共、家々の習ひ
ありて、一様ならざれば、兎角、道具の見合せよ任
せ、其首尾宜敷様よ飾るべし、

葬祭
葬禮の事

葬ハ、其一生涯を送るの、大禮なれば、最も慎みて、
百事後悔遺憾なき様よ、厚くせざるべからざる
なり、然るを常よ、少しも其心掛なく、其時よ臨み
て、内外の事小差支へ、狼狽をるは、甚ど宜しから
ざるなり、故よ、平生理よ、精しき人よ、就きて、其大

要を聞き、多少の心掛あるべし、偕又、凶事と會ふ
る時を、親疎輕重に隨ひて、其哀を盡し、又、其家相
應の葬具を整つて、醜からざる様成丈け厚く、葬
禮を行ふべし、凡、新葬の時より、華服を去りて、粗
衣を着、美食を絶ちて、粗食し、齋戒して、其喪に居
るべきハ勿論、其葬埋の時も、宜しく心を盡して、
其時限を定め、且つ其葬地も先祖よりの墓所お
れば格別若し、新規の場所なれむ、其位置をト
て、他日、田畑或ハ道路とあり、若しくハ、水害の憂
ある所を避けて定むべし、

他人の送葬に出る時の事

他人の葬禮に出るとも、亦愁容を表さべし、華美
なる衣類等を着るべからば、又棺に隨行する時
も、其同道の人と、高聲に談をなはは、不禮なり、又、
用事あり共、其歸路外に廻りて、酒肆茶店、其他の
所に寄るべからば

葬場帳の事

葬場にて用ゐる帳を、紙を重ねて、膝をへぬ様よ、
拈紙を真結びよ結ぶべし、又帳の記載方ハ、常の
帳の如く、口よりつけば、其奥よりつけるべ

焼香の事

又年忌法會ありて、位牌に焼香する時ハ、手を洗ひ、口を嗽ぎ、靜に其座に入りて、位牌との間、半疊斗り前まで、懷中、又ハ香壺より、左の手よて、香包みを持ち、右の手よ、其香を摘みて、卓高くば、半腰より、低くバ、伏して、三捻程香を燒き、敬ひて拜し、又後に少下がりて、並み居たる僧の方に向ひ、禮をなして立つべし、
葬場の焼香も、右の如くおすべし、尤も香包ハ、奉

書紙を三つ折ふして、其後先を折かへとべし、

賻贈の事

凶事の賻贈は、掛くる水引等ハ、青或ハ白おして、赤其他の美しくき色物をば、用ゐるべからば、

歳時祭儀の事

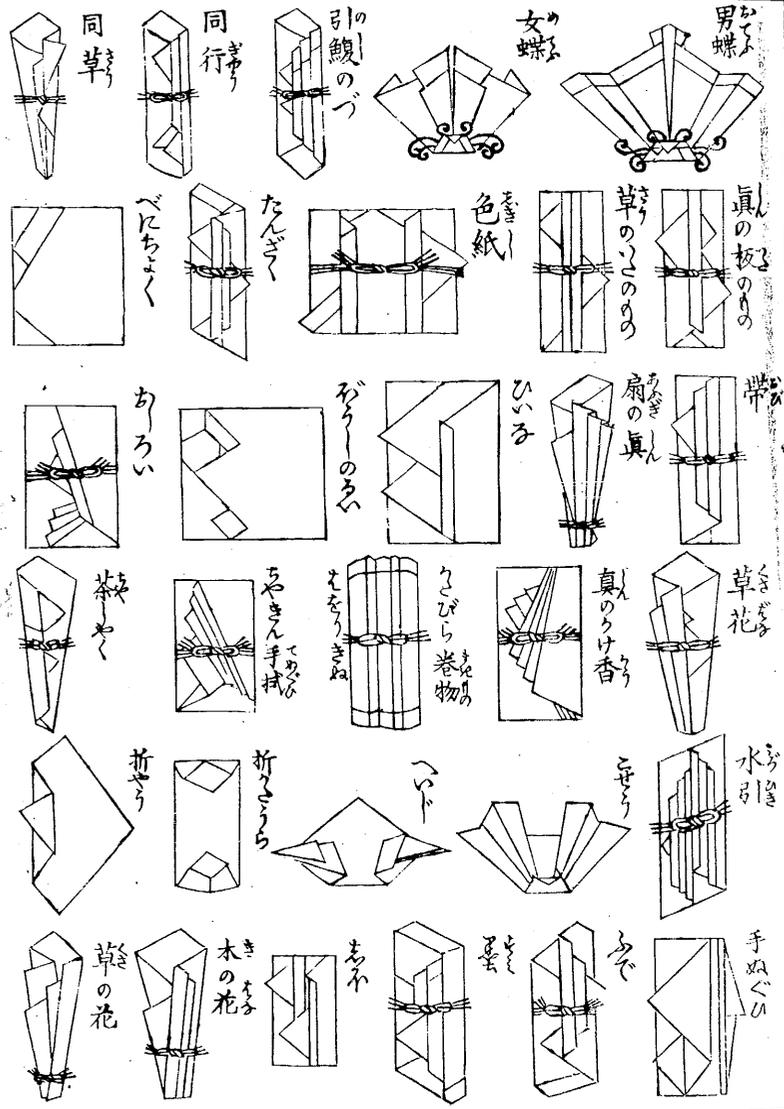
父母及び親戚師友の恩儀ハ、固より、彼此輕重の差異あるべし、雖共、只其死を喪し、之を葬埋するのみよては、未だ盡きざるなり、故よ、其瞑日、年忌、其他、歳時、小節物の變り、動くよ、感と、悽愴の思ひある時、之を祭るべし、之を祭るふは、其人猶生

存する時の如く、又、更、幾層の誠敬を加へ、齋戒して、物を供へ、焼香して、拜とべし、古語よも、東隣の牛を推して祀るは、西隣の約祭するの勝る、若かざるなりと、曰をれし如く、鬼神を祭るよは、其供物の豊饒ならんよりも、心の誠實なるを、最ととべし、

雑題

折方包物の事

折方包物よは、種々あれども、今其大略を掲ぐる、左圖の如し、



普通小學諸禮法卷之下終

明治十三年十月十一日版權免許
同十五年四月出版

K110.11-2

定價拾五錢

出版

文學社

編者

雜賀縣士族
小林義則

東京馬喰町三丁目一番地

東京日本橋
通三丁目

丸家善七

東京芝
神明前

和泉屋市兵衛

大坂心齋橋通
北交賣寺町

丸家善藏

國馬路
貳丁目

森屋治兵衛

東京寺町通
柳小路

丸家善吉

橫濱辨天通
三丁目

師岡屋伊兵衛

同壹丁目

丸家善八

製本所

師岡屋伊兵衛

發兌書肆